

健康福祉総務課長
障がい者福祉課長
生活福祉課長
介護保険課長
こども家庭支援課長

様

保 健 衛 生 課 長

福祉目的として実施する食事提供活動の衛生確保について（通知）

このことについて、平成 30 年 6 月 21 日付け保衛第 279 号「福祉目的として実施する食事提供活動の衛生確保について（通知）」により、子どもを対象に無料もしくは安価な食事や居場所を提供する「子ども食堂」や高齢者に対する配食サービスなど、福祉を目的とした食事提供活動（以下、「子ども食堂等」という。）の衛生確保及び実態把握のため、食品衛生法施行条例で規定されていた集団給食施設に係る届出を求めていたところ

です。
一方、食品衛生法の改正により、集団給食施設に係る届出が食品衛生法第 57 条に基づく届出へ移行されたことから、子ども食堂等の食品衛生法上の取扱いを下記のとおり整理したので、ご了知いただき、関係者に周知をお願いします。

ついては、子ども食堂等の食品衛生法上の取扱いを下記のとおり整理しましたので、適切な運用をお願いします。

なお、平成 30 年 6 月 21 日付け保衛第 279 号「福祉目的として実施する食事提供活動の衛生確保について（通知）」は廃止します。

また、別添写しのとおり各関係機関あて通知していることを申し添えます。

記

1. 子ども食堂等において、食品衛生法第 55 条の営業許可及び第 57 条の営業届出（第 68 条第 3 項の準用を含む）でないと判断する要件は、以下(1)～(3)のすべてを満たすものとする。

(1) 福祉目的であること

福祉目的の活動例

- ・ 県や市町村の事業の一環として実施している活動
- ・ 社会福祉協議会が実施する活動、又は協賛を受けている活動
- ・ 子どもや高齢者等要支援者を対象として、各種ボランティア団体、NPO 法人が公共施設等の調理場を利用して実施する活動

(2) 実費（調理コストを含む）以外の対価を徴収していないこと

- ・ 材料費、光熱費など、実際に食事提供に要した費用。調理従事者の給料や

儲け等は含まない。

(3) 食事の受給対象者が特定されていること

- ・子ども食堂や配食サービスなどの食事提供活動を行うごとに、利用した個人が特定できるように、氏名、住所、連絡先を名簿などで把握できていること。実施するごとに利用者について記録を残し、その記録を実施日から1か月以上保管すること。

上記(1)～(3)の要件すべてを満たす活動で、概ね以下のようなものが対象となる。

(例) 子ども食堂、高齢者向け配食サービス、認知症カフェ等

目的：子どもの居場所作り、栄養改善、交流の場の提供等

実施者：個人または団体（市町村等地方公共団体、県・市町村社会福祉協議会、NPO 法人、ボランティア等）

対象者：地域の子ども、高齢者、認知症の方やその家族等

2. 営業届出について

- (1) 営業許可及び営業届出（第 68 条第 3 項の準用を含む）に該当しない子ども食堂等について営業許可の取得及び営業届出は不要であるが、一回の提供食数が 20 食程度以上の場合、提供実態の把握及び衛生指導等を目的として、任意で営業届出を保健所へ提出する。なお、一回の提供食数が 20 食程度未満の場合は任意の届出も不要とする。

営業届出の分類は「露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの」とする。

- (2)(1)の営業届出については、食品衛生法第 57 条（法第 68 条第 3 項の準用も含む）には該当しない任意の届出であるため、食品衛生責任者の選任及び HACCP に沿った衛生管理は要さない。

（参考：「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）、「営業届出業種の設定について」（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号））

3. 食事提供活動における衛生確保について

- (1)2. (1)における営業届出の有無に関わらず、すべての食事提供活動を行うにあたっては、別添「食事提供活動を行う上で気をつけるポイント」を参考にとすること。

- (2)必要に応じて、保健所に衛生管理に関する助言や衛生講習会の開催について相談すること。

保健衛生課 衛生係 担当：乾 TEL：0852-28-8285
